

安城市地域防災マップ作成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震その他の災害に備え、地域住民の安全な避難の一助とするため、地域防災マップを作成する自主防災組織に対して予算の範囲内で交付する安城市地域防災マップ作成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 自主防災組織が主体となつて行う地域防災マップ作成事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要した経費の合計額とし、補助限度額は、一自主防災組織につき5万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、連合自主防災組織及び水防組織を所管する自主防災組織に係る補助限度額は、前項に規定する額の1.5倍の額とする。

3 前2項の場合において、補助事業に必要な井戸水検査に伴う経費については、補助限度額に含めないものとし、その全額を補助する。

4 補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 補助事業に必要な井戸水検査をする場合は、試験検査依頼書の写し、井戸水所有者の同意書及び検査箇所一覧表

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の提出)

第5条 補助金の交付の決定を受けた申請団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに、規則第8条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 補助事業に必要な井戸水検査をした場合は、その試験検査成績書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。